



令和8年度

# 第1回 学校運営協議会



浜松市立有玉小学校  
令和8年5月11日（月）



令和8年度

有玉小 学校運営協議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職
会 長	石田 隆康	積志地区自治会連合会副会長 有玉団地自治会長
委 員	本田 正弘	東畑屋自治会長
委 員 学校支援コーディネーター	高林 愛子	元有玉小PTA副会長
委 員	中村 佐佳恵	積志地区主任児童委員
委 員	村田 実佳	有玉小PTA顧問
委 員	齊藤 千鶴子	積志地区民生委員・児童委員
委 員	村上 明宏	有玉小PTA会長
校 長	伊藤 千恵	
教 頭	定盛 俊孝	
主幹教諭	本樫 俊介	
CSディレクター	安村 有季子	

オブザーバー

	氏 名	所 属
オブザーバー	太箸 隼斗	積志協働センターCS 担当

# 第1回 学校運営協議会 次第

令和8年5月11日(月) 10:00~11:30

場所:有玉小学校 図書室

司会:教頭 記録:安村

- 1 開催要件の確認
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書交付
- 5 自己紹介 ・学校運営協議会委員、学校職員、オブザーバー
- 6 浜松市学校運営協議会規則確認
- 7 副会長の指名(会長が指名)
- 8 議長選出
- 9 前回会議録確認
- 10 熟議 <議長: >
  - (1) 学校運営基本方針の概要説明(校長)
  - (2) 年間行事計画について(主幹)
  - (3) 学校いじめ防止基本方針に関すること(校長)
  - (4) 有玉っ子サポーターボランティアの活動予定について(高林)
  - (5) 学校運営協議会の自己目標の決定(会長)
  - (6) 「夢育やらまいか」意見書について(教頭)
- 11 報告  
・有玉っ子サポーターボランティアの活動報告(高林)
- 12 連絡事項  
・第2回学校運営協議会  
日時 7月1日(水) 13:10~15:30  
会場 図書室

浜松市立有玉小学校 令和8年度 学校運営協議会 年間計画

回	日時会場	主な熟議内容等
1	5月11日 (月) 10:00~11:30 図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校運営の基本方針について ・説明⇒質疑・応答</li> <li>(2) いじめ防止基本方針について ・説明⇒質疑応答⇒熟議(学校、家庭でできること)</li> <li>(3) 夢育やらまいかCS加算分に対する意見書</li> <li>(4) 学校運営協議会 今年度の目標の決定</li> </ul>
2	7月1日(水) 13:10~15:30 図工室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員と委員とで1学期の取り組みを振り返る ・児童の様子について ・特色ある学校づくりを広めるために5つの合言葉を通して行ってきた知、徳、体の取り組みについて ・今後の取組について</li> <li>(2) 支援策の具体化について</li> </ul>
3	10月6日(火) 13:00~15:00 教室 図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子供たちとの熟議「ぼくたちの安全宣言」 ・交通安全について、児童・学校・地域でできること ・防災について、児童・学校・地域でできること</li> <li>(2) 働き方改革への理解と現状の共有 ・教員の一日、時間外勤務の現状について ・教員の多忙化解消、子供と向き合う時間の確保のためにできること</li> </ul>
4	12月7日(月) 13:00~15:00 図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 働き方改革への理解と現状の共有 ・教員の一日、時間外勤務の現状について ・教員の多忙化解消、子供と向き合う時間の確保のためにできること</li> <li>(2) 年間学校評価結果と今後の取組 ・特色ある学校づくりのために、5つの合言葉を通して行ってきたことへの評価</li> <li>(3) いじめ防止の取り組みについての振り返り</li> <li>(4) 支援策の振り返り</li> </ul>
5	2月16日(火) 10:00~11:30 図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次年度学校運営の基本方針について 説明⇒質疑・応答、熟議⇒承認</li> <li>(2) 学校運営協議会の自己評価</li> <li>(3) 夢育やらまいかCS加算分の報告</li> </ul>

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

- 第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
  - 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
  - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

- 第14条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
  - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
  - 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第15条 協議会の会議は、公開とする。
- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
  - 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

- 第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。
- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
  - 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

- 第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(委員会等委員会)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第5回 有玉小学校運営協議会 会議録(要点記録)

- 1 開催日時 2026年2月17日(火)10時00分から11時30分まで
- 2 開催場所 有玉小学校 図書室
- 3 出席委員 石田 隆康、中村 佐佳恵、山本 恭子、松原 廣、村田 実佳  
高林 愛子(学校支援コーディネーター)
- 4 欠席委員 高林 和行
- 5 オブザーバー 小池 誠(積志協働センター)
- 6 学校 伊藤 千恵(校長)、上野 仁悟(教頭)、本樫 俊介(主幹教諭)  
中城 幸之助(CS 担当教員)、安村 有季子(CSディレクター)
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 安村 有季子
- 9 議長の選出

前回の協議会において、村田委員が次回の議長を務める旨の申し出があったことを確認し、全員異議なくこれを承認した。

10 協議事項

- (1)令和7年度 いじめ対応について
- (2)令和8年度 学校運営方針についての説明
- (3)学校運営委員会 自己評価について

11 会議記録

司会から、委員総数7人のうち6人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1)令和7年度有玉小学校のいじめ対応について

○本年度の有玉小学校のいじめ対応や来年度に向けての方針について、本樫主幹より説明があった。

○議長の指示により、本年度の有玉小学校のいじめ対応について、また、来年度に向けて、委員の意見を聞き、以下の発言があった。

- ・「学校は子供の思いに寄り添い、適切に対応している」のアンケート結果で、「あまりできていない」「できていない」が数%いる。(石田委員)
- ・いじめの定義が昔と違っており、全て対応している。学期毎にアンケートを取り、担任はアラートが出た場合は、児童に聞き取り、組織で対応している。(主幹教諭)
- ・いじめアラートはどのくらい出るのか。(高林委員)
- ・毎月アンケートを行うなど、もう少し短い周期で行った方がよいのでは。(石田委員)
- ・アンケート以外にも、児童がその都度、心配なことを言える機会はあるのか。(村田委員)
- ・アンケートだけではなく、親御さんから情報提供があったり、周りの児童から相談があったり、毎日様子を観察して、少しでも違った様子が見えたら声をかけるなど、対応をしている。高学年は他の教員が授業に入った際にも児童の様子をみて、担任に確認したり、助言をしたりして、担任一人だけに任すのではなく、組織で対応をしている。(主幹教諭)
- ・解消した後の対応について、その後の学年でも把握してもらっているか、保護者としては心配がある。(村田委員)
- ・学年が上がる際の引継ぎは大事にしていって、子供が安心安全に学校に来られることを、一番にしている。(主幹教諭)

- ・いじめ未然防止ということで、友達の良いところを見つけるなどしていくのが良い。保護者の方がずっと心配になってしまうので、次の学年に上がる時の引継ぎをしっかりといただきたい。(中村委員)
- ・見えないところでのいじめは怖い。先生たちの対応が一番だ。(山本委員)
- ・タブレットの授業でインターネットやラインに関しての授業はあるのか。(高林委員)
- ・情報モラルはやっていかないといけない。タブレットを児童に貸し出す前に、貸し出し条件として、必ず情報モラルの授業は入れるように職員研修をしている。道徳の授業の中でもそういう内容がある。継続的にやっていく。(主幹教諭)
- ・小学生がインターネットやラインで傷ついてしまうことがあるので、親も責任を持って教えないといけないが、学校からもプリント配布や、さくら連絡網などで発信してもらえたら、意識が変わるかなと思う。(高林委員)
- ・人によって受け取り方が違うので、文章を読んでそれぞれの受け取り方をみんなの前で発表し合うなどしたら、ラインで送った文章が、その文章で相手が傷つくかもしれないと気付かせることができるかもしれない。(石田委員)
- ・家族とふれあいデイは、ふれあいウィークにしてはどうか。(石田委員)

## (2) 令和8年度学校運営方針についての説明

○令和8年度学校運営方針について校長より説明があった。

○議長の指示により、令和8年度学校運営方針について、委員の意見を聞き、以下の発言があった。

- ・学校方針は、ベースが正しいということを前提に継続して、更にブラッシュアップできたら良い。(石田委員)
- ・合言葉が素晴らしい。子供たちにもとても浸透しているし、先生もわかりやすく話して下さる。ボランティアさんにもこの合言葉を使ってもらい、合言葉で児童を褒めると子供たちもうれしそうなので、来年もたくさん褒めてあげたい。(高林委員)
- ・保護者も合言葉をしっかり理解し、家でも使ってあげたい。(村田委員)
- ・来年度の学校説明会でも、そのところをクローズアップして説明していきたい。(校長)
- ・運動会でなぜ順位を付けないのか。順位を付けた方が励みになる子もいるのではないかと。(松原委員)
- ・体育科の目標が、「生涯に渡ってスポーツに親しむ気持ちを育てる」ことにある。そういった心を育てることを一番の目標にしているので、小学校段階でどのあたりまで求めるかを考えていきたい。(教頭)
- ・琴の授業にボランティアで入った際も、「やってみよう」「できた」の合言葉通り、みんな短い時間だったが、最後まで弾くことができ、児童が達成感を感じていた。これからもグランドデザインの「徳」を大事にしてほしい。(中村委員)
- ・合言葉がみんなに浸透していて、「学校が好き」、「有玉が好き」という子供たちがみられるので、大人になっても「故郷大好き」という子供をもっと増やしていけたらと思う。(山本委員)
- ・来年度の重点の一つには、50周年が近づいていることもあり、ぜひ「有玉小が大好き」という子を増やしていきたいと思っている。(校長)

○学校運営の基本方針について、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

### (3) 学校運営委員会自己評価について

○会長の指示により、学校運営委員会自己評価について、意見交換を行い、意見を以下のようにまとめた。

#### 〈評価項目1〉学校運営の基本方針について熟議することができたか

熟議することがよくできた。

#### 〈評価項目2〉承認した学校方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動について熟議を進めることができたか

大変よくできた。

#### 〈評価項目3〉協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか

学校ホームページ、有玉小だよりなどで情報発信はできたが、まだ知らない人が多いと思う。

情報発信の方法を考え、コミスク便りに QR コードを付けて、そこから学校のホームページの学校運営協議会のページに飛ぶ、などの工夫が必要。

#### 〈評価項目4〉今年度の評価を踏まえた来年度の目標

子供たちと関わる機会を増やし、先生方との意見も行って、委員自身の教育現場への理解向上を図りたい。学校支援における、学校、地域、家庭の役割を明確にし、地域との連携を強化していきたい。

### (4) 報告

①学校支援活動について、学校支援コーディネーター(高林愛子)より説明があった。

#### ・12月～活動報告

CS 研修会、冬の掲示板作成、1年生昔の遊び、6年生夢講話、4年生琴の授業、昼休み安全サポート、ひまわり学級の支援

#### ・2月～活動計画

図書室の蔵書点検、本読みボランティア トロの会、春の掲示板作成、昼休み安全サポート、ひまわり学級の支援、来年度の支援の計画を先生と確認、新1年生の集団下校の安全サポート、新1、2年生の給食サポート、1年生朝顔植えサポート、2年生野菜苗サポート、2026年度の有玉っ子サポーター募集について、来年度のひまわり学級の支援の計画

②コミスク便り第2回発行について、CS ディレクター(安村)より説明があった。

③通学路整備要望について、教頭より説明があった。

④「夢育やまらいか CS 加算分」についての報告が教頭よりあった。

### 12 その他

○来年度の CS 組織について、校長より説明があった。

○来年度の学校運営協議会の日程について、教頭より説明があった。

# I 学校経営

## 1 令和8年度 有玉小学校 学校経営構想

### 1 はじめに

現代は「VUCA」時代と言われ、未来の予測が困難な状況である。そして変化のスピードが速く、様々な価値観があり、多様性の時代でもある。

そのような中、教育の「不易と流行」とは何なのかが問われており、この問いを追求し続けることは、学校教育の存在価値の追求につながると考える。

浜松市では「第4次教育総合計画」が出された。基本理念である「描く夢や未来の実現」において、子どもたちを含めそこにかかわるすべての人々が夢や未来を描きその実現に向けて自ら行動していくことでウェルビーイングを向上させていくことが求められている。

本校においても、今後も人とのかかわりの中で主体性を磨き、自分を高め、仲間と励まし合い粘り強く努力することのできる人づくりを進めていく。

※VUCA時代…Volatility (変動性)・Uncertainty (不確実性)・Complexity (複雑性)・Ambiguity (曖昧性)  
の頭文字を取った造語

### 2 『第4次浜松市教育総合計画』(令和7年度～令和16年度)

#### 基本理念

#### 『描く夢や未来の実現』

**主体性**：物事を自分事としてとらえ、自ら解決すべき課題を見つけて粘り強く取り組む

**多様性・包摂性**：一人一人の自分らしさを認め、互いを尊重しあう

**信頼・協働**：様々な人や組織とよりよい関係を構築し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越えていく



第4次浜松市教育総合計画 計画の体系

#### 目指すこどもの姿

○自分らしさを大切にすることも

○他者と協働し、主体的に行動できることも

○自己調整しながら、粘り強く取り組むことも

※ 自他の「自分らしさ」を大切にしていくことは、他者を認め、協働しながら高め合い、補い合うことにつながっていく。

※ 子ども自身が目標を立て、自分の行動を振り返り、評価しながら次の行動を決定する過程(自己調整)を通して自己実現を果たしていくことは、自らがかわる社会に変化をもたらす。

#### 目指す教職員の姿

○こどもの自分らしさを受け止める教職員

○愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員

○専門性と指導力を磨き続ける教職員

**方針1：自分や浜松の未来を創る人(養育)**

**① 政策1：未来の創り手に求められる力の育成**

未来の創り手に求められる力として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」を上位に挙げている。これまでの日本型教育のいわゆる「不易」としての「知・徳・体」一体型教育をあらためて大切にしていけることを意味している。次に挙げているのは「グローバル人材※の育成」「情報活用能力の育成」である。

令和4・5年度の2年間の市教育研究指定による研究の成果を生かし、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指した授業改善をさらに進めたことにより、子どもたちは自分の考えを持ち、主体的に学ぶことができた。また、学び方を選び、課題解決に生かすこともできたといった成果も得られた。さらに、主体的な家庭学習の在り方も模索してきた。このように本校で続けてきた授業改善を一層進める中で、『未来の創り手』を育成していきたい。

※グローバル人材…グローバルとローカル合わせた造語。グローバルな視点、経験を持っており、地域社会や経済の活性化、持続的発展に貢献する人材のこと

**② 政策2：多様なニーズに対応した学びや支援の充実**

時代の変化とともに、子どもたちや保護者のニーズが多様化してきている。これらに対応した学びや支援の充実が求められているが、中心にあるのは『こどもの幸せ』であることを常に念頭に置きたい。そのためには、一人一人のこどもの困り感に寄り添う支援が重要であり、このことを保護者と共有して支援を進めていくことを基本姿勢とする。また、学校だけではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他外部機関と連携したきめの細かい支援体制をつくっていく。こうした体制は、生徒指導におけるいじめ等問題行動の未然防止にもつながると考える。さらに、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、先手の指導、支援を心掛けたい。

こうしたきめ細かな指導・支援には発達支援教育の理念に基づいた児童理解が欠かせない。発達支援学級及び通常学級の全てのこどもを対象とした発達の特性への理解を深め、その子の困り感に寄り添う対応を教職員全体で行っていく。また、学校や学級が、子どもたちにとって安心して過ごせる場となるよう、「温かな学校風土・学級風土づくり」に努めていきたい。



### 3 令和8年度学校経営方針

#### 学校教育目標

##### みがこう自分 かがやこう仲間と

学校生活を通して、自分らしさに気づき、自分らしさを磨き、多様な人々と協働しながら解決に向かって粘り強く取り組む

#### 学校経営の理念

##### 一人一人の自分らしさを大切に、夢や未来の実現に向けて行動していく

こどもと、有玉小教育にかかわるすべての大人が自分らしさを発揮し、それぞれの夢や未来に向かって行動していくことを目指していく

#### 目指すこどもの姿

##### 自分らしさを大切に、他者と協働し合い、粘り強く取り組む子

～認め合い、支え合い、磨き合い、高め合いを通して～

##### 知：確かな学力…自ら学び、磨き合う子

- 自分の考えをもつ
- 分かりやすく伝え合う
- 自分の考えを深め、広げる
- 学んだことを選んで使う

##### 徳：豊かな心…互いに認め合い、支え合う子

- 自分のよさに気づく
- 相手の良さを認め、助け合う
- よりよくしようと考え、行動する
- よりよくする方法をみんなで共有し、次に生かす

##### 体：健やかな心身…心身共に健康で 互いに高め合う子

- 運動することを楽しむ
- 仲間と共に活動に取り組む
- 心身の健康を育む
- 危険を避けて安全に行動する



本校は昭和54年に積志小学校から分離した学校で、令和8年度は創立48年を迎える。従来この地区に住んでいた住民と宅地化により新しく移り住んできた住民が混在する地域である。保護者や地域の学校への理解はあり、一方で期待も大きい地域である。令和4年度からスタートした学校運営協議会（コミュニティスクール）も5年目（第

2期）を迎え、学校支援活動（ボランティア活動）等とても熱心に活動を行っている。

こどもたちは、素直で明るく、まじめにこつこつと頑張る子が多い。他者に対しても寛容であり、「おはよう」「ありがとう」などの挨拶も気持ちよくすることができる。一方、自信のなさや「やってみよう」という気持ちに消極的といった傾向も見られる。

そこで、こどもたちが目標を立て、行動し、その行動を振り返り評価しながら次の行動を決定していくという自己調整力をつけていくことを大切に、「できた いいね」「ありがとう」「やってみよう」という気持ちを持たせながら、自己肯定感を高め、さらに、

自らの力で未来に「つなげよう」とする気持ちを育てていきたい。こども一人一人が「自分らしさ」を大切に、他者と協働しながら粘り強く取り組む姿を目指すこどもの姿とし、令和8年度の教育活動を進めていくこととする。

#### 4 教育活動を支えるもの

- ① 発達支援教育の理念（ひとりひとりの発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援していく）に基づいた児童理解と支援
- ② 温かな学校風土・学級風土づくり
- ③ 「地域の宝」にあふれた有玉小学校の強みを生かす
- ④ 「有玉っ子サポーター」等地域や保護者との連携・協働

#### 5 令和8年度の重点

・ 自己決定の場 . . . 教師がやらせるのではなく、こどもに任せる場、こどもが考える機会を大切にしていける。自己決定をし、行動し、それが成功体験につながっていくと自分の自信に繋がっていく。うまくいかなくても試行錯誤を繰り返しながら粘り強く取り組む姿を認めていきたい。自己調整をする力を育てていきたい。

・ 認め合う場 . . . 他者からの声掛けや励まし（教師や仲間からのボイスシャワー）がこどもに力を与えていく。自分の良さは自分ではわからない。相手の良さを見つける心の目も育てていきたい。相手の自分らしさを認め、互いに支え合うことのできる関係性を育てたい。  
コロナ禍で、コミュニケーション力の低下や人と関わる機会の減少などが見られた。関わり方が分からない、育ってきていない現状も見られる。SSTを取り入れ、認め合い、支え合う関係性を身につけさせたい。

・ 学校や地域を愛する場  
. . . 第4次教育総合計画では「グローバル人材の育成」が施策4として明記されている。また有玉地区は、地域環境が整っており、地域の「人」「もの」「こと」を対象にした体験や学びの場が多くある。それらの「地域の宝」から学ぶ機会を積極的に取り入れていく。有玉小学校は令和8年度、創立48周年を迎えることもあり、創立50周年に向けてこどもたちが「有玉小が好き、有玉の地域が好き」という気持ちが育まれるような場を設けていきたい。

#### 「チーム有玉人づくり宣言」（目指す学校の姿）

- 知・徳・体のバランスのとれた『未来の創り手』を育むことを目指します  
～合言葉を大切にしたい教育活動～
- こどもが自分らしく学び合うことができる学校づくりを進めます  
～こどもと教職員、こども同士の安定した人間関係づくり～
- 教職員が互いを尊重し合い、高め合うことを進めます  
～働きやすさと働きがいのある教職員集団づくり～
- 家庭・地域と信頼し合う学校を目指します  
～学校と保護者、学校と地域との信頼関係づくり～



校章：  
玉をつつむ手、羽ばたく鳥  
の2つの意味が込められている

## 学校教育目標

### みがこう 自分・かがやこう 仲間と

第4次浜松市教育総合計画

～ 描く夢や未来の実現 ～

- ・自分らしさを大切にすることも
- ・他者と協働し、主体的に行動できることも
- ・自己調整しながら、粘り強く取り組むことも

学校経営の理念

一人一人の自分らしさを大切に、夢や未来の実現に向けて行動していく

積志中校区

めざすこども像

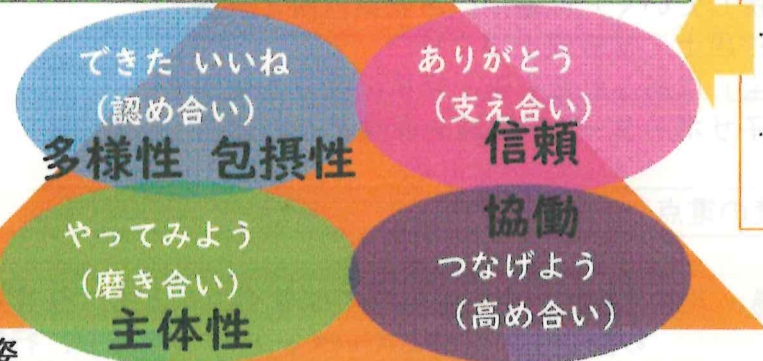
- ・学校や地域で場に応じたあいさつができる子
- ・より多くの人との人間関係を深めていことができる子
- ・家族と地域に感謝し、夢に向かって努力する子

合言葉

目指すこどもの姿

自分らしさを大切に、他者と協働し合い、粘り強く取り組む子

～認め合い、支え合い、磨き合い、高め合いを通して～



### 知

確かな学力

【自ら学び、磨き合う子】

- 自分の考えを持つ
- 分かりやすく伝え合う
- 自分の考えを深め、広げる
- 学んだことを選んで使う

主体的対話的で深い学びの実現

- ・ICTの効果的な活用
- ・単元計画の工夫
- ・振り返りカードの活用

### 徳

豊かな心

【互いに認め合い、支え合う子】

- 自分のよさに気づく
- 相手のよさを認め、助け合う
- よりよくしようと考え行動する
- よりよくする方法をみんなで共有し、次に生かす

- ・異学年交流の充実
- ・「ありがとうの日」「ありがとうタイム」の実施
- ・「ふわふわ言葉強化月間」「ふれあいDAY」の実施
- ・子供主体の活動の充実

### 体

健やかな心身

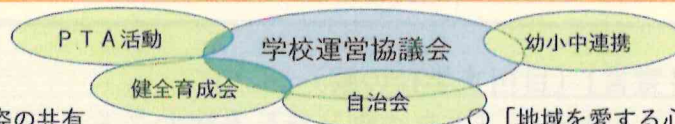
【心身ともに健康で互いに高め合う子】

- 運動することを楽しむ
- 仲間と共に活動に取り組む
- 心身の健康を育む
- 危険を避けて安全に行動する

- ・運動の楽しさを実感する体育科学習
- ・仲間と共に取り組む活動の実施
- ・心身の健康やレジリエンスを高める活動の実施
- ・「心の日」の実施
- ・自分事としてとらえる安全教育

発達支援教育の理念に基づいた児童理解と支援  
温かな学校・学級風土づくり

有玉小コミュニティスクール～家庭・地域と連携・協働し、共に歩む学校～



- 育てたいこどもの姿の共有
- 登下校を中心とした児童の安全への連携
- 「有玉っ子サポーター」との連携・協力
- 「地域を愛する心」を育むための連携・協力
- 挨拶運動の推進
- 家庭学習に対する理解と協力

### 「チーム有玉」人づくり宣言（目指す学校の姿）

- 知・徳・体のバランスのとれた『未来の創り手』を育むことを目指します～合言葉を大切にした教育活動～
- 子供が自分らしく学び合うことができる学校づくりを進めます～子供と教職員、子供同士の安定した人間関係づくり～
- 教職員が互いを尊重し合い、高め合うことを進めます～働きやすさと働きがいのある教職員集団づくり～
- 家庭・地域と信頼し合う学校を目指します～学校と保護者、学校と地域との信頼関係づくり～



令和8年度 有玉小学校 年間行事計画

※変更の場合もあります。ご了承ください。

日	曜	4月	曜	5月	曜	6月	曜	7月	曜	8月	曜	9月	日
1	水		金	特45 12年4時間 教育相談6	月	クラブ活動1	水	第2回学校運営協議会 (PM)	土		火	特4 6年身体測定	1
2	木		土		火	8:10～避難訓練 (決水対応) 経路確認	木		日		水	給食・出入り開始 5年身体測定	2
3	金		日	憲法記念日	水	眼科検診245年	金		月		木	3年5時間 4年身体測定	3
4	土		月	みどりの日	木		土		火		金	3年身体測定	4
5	日		火	こどもの日	金	特56 一斉引き渡し訓練 (車)	日		水		土	PTA常任委員会	5
6	月		水	振替休日	土		月		木		日		6
7	火		木	特456 12年4時間 34年5時間 歯科健診123年ひ 教育相談予備日	日		火	特56	金		月	2年身体測定	7
8	水	始業式 特3 (2～5年) 特4 (6年) 入学式準備 (6年) 田わくわくタイムなし日課	金	特456 4年5時間	月	朝会2 命について考える日 ※自由参観週間 (有玉小) -6/12※	水		土		火	代表委員会 1年身体測定 SGL活動日	8
9	木	入学式 普3 (1年) 休業日 (2～6年)	土	PTA常任委員会	火		木	56年薬学講座	日		水	ひまわり身体測定	9
10	金	特3 (1年) 特4 (2～6年) 身体測定 (246年)	日		水	特5 尿検査3次 家族とふれ合いDAY	金	特456 教育相談1	月	閉庁	木	縦割り清掃開始	10
11	土		月	朝会1 委員会2 代表委員会 第1回学校運営協議会 (AM)	木	耳鼻科健診14年	土		火	山の日	金	特456 ALT	11
12	日		火	3年5時間 1年生ようこそDAY 尿検査1次 清掃リーダー会	金	1～6年鑑賞教室 (劇団ボブラ)	日		水	閉庁	土		12
13	月	特3 (1年) 特4 (2～6年) 身体測定 (135年)	水	8月曜日課 1年5時間 14年心電図検査 家族とふれ合いDAY	土		月	特45 教育相談2	木	閉庁	日		13
14	火	特4 給食開始 ひまわり身体測定 (視力・聴力) PTA委員選出会	木	3年5時間 内科健診	日		火	特5 教育相談3	金	閉庁	月		14
15	水	普4 (12年) 一斉下校 計数力診断 読入り授業開始 歯とふれ合いDAY	金	なかよし6課合わせ (掃除の時間)	月	クラブ活動2	水	特5 教育相談4 家族とふれ合いDAY SGL活動日	土		火		15
16	木	普4 (12年) 普5 (34年) 委員会1 (55年) 普5 (34年) 普6 (34年) 普7 (34年) 普8 (34年) 普9 (34年) 普10 (34年)	土		火	家庭教育講座・給食参観 (1年)	木	特4 出入り・給食終了 教育相談5	日		水	授業参観会・懇話会 教育参観 (-10分) 家族とふれ合いDAY	16
17	金	特4 (給食なし) 授業参観2 中庭園内給食2～10分参観 PTA参観 (参観) 給食委員会 田わくわくタイムなし日課	日		水		金	特4 教育相談6	月		木		17
18	土		月		木	歯科健診456年	土		火		金	あぶトレ! (3年)	18
19	日		火	3年5時間 縦割り清掃開始	金		日		水		土		19
20	月	特45 12年4時間 防災週間～24日	水		土		月	海の日	木		日		20
21	火	特45 12年4時間 ALT 避難訓練 縦割りグループ確定	木	特5	日		火	特4 終業式 教育相談 (予備日) PM	金		月	敬老の日	21
22	水	特45 12年4時間 教育相談1 聴力1年 6年・D10講座	金	普4 運動会 (給食なし)	月		水	校内30分間泳水 (5年生) AM: 自校開催	土		火	国民の休日	22
23	木	特45 12年4時間 教育相談2 聴力2年 6年生全国学力調査	土		火		木		日		水	秋分の日	23
24	金	特45 12年4時間 教育相談3 聴力3年 6年生全国学力調査結果発表 (PTA参加) (オンライン参観)	日		水	眼科検診136年ひ	金	校内30分間泳水 (予備日) (5年生) AM: 自校開催	月		木		24
25	土		月	普4 運動会予備日1 (給食なし)	木	6金日課 1年5時間 3年6時間	土		火		金		25
26	日		火	3年5時間 運動会予備日2	金	交通安全を語る会	日		水		土		26
27	月	特45 12年4時間 教育相談4 聴力2年 交通教室 (12年) F総会 (オンライン参観)	水	特5 尿検査2次	土		月	夏休み補充学習 (345年希望者) (仮)	木		日		27
28	火	特45 12年4時間 教育相談5 聴力1年 SGL活動日	木	3年5時間 5年新体力テスト②③④ SGL活動日	日		火	夏休み補充学習 (345年希望者) (仮)	金		月	委員会活動4 保健週間～10/2	28
29	水	昭和の日	金		月	委員会活動3	水	夏休み補充学習 (345年希望者) (仮)	土		火		29
30	木	12年4時間 3年5時間 内科健診356年ひ 交通教室 (3～6年)	土		火	SGL活動日	木		日		水	かがやき配布 SGL活動日	30
31			日				金		月	特4 2学期始業式			31

令和8年度 有玉小学校 年間行事計画

※変更の場合もあります。ご了承ください。

日	曜	10月	曜	11月	曜	12月	曜	1月	曜	2月	曜	3月	日
1	木	学校保健委員会	日		火	5年4時間授業 浜松市学力調査(5年国算)	金	元日	月	朝会5 <small>委員会(66年)6年生への引継ぎ開始(2/1~2/6)</small>	月	特45 卒業式練習(体育館)開始 防災週間~6日	1
2	金	<small>かがやきステージ準備(6の2+フリー)</small>	月	朝会4 委員会5 後期縦割り清掃リーダー会	水		土		火	子ども音楽鑑賞教室AM(4年弁当持参)	火	特56	2
3	土		火	文化の日	木	特56	日		水		水	特5	3
4	日		水		金	特456	月	閉庁	木	<small>子ども音楽鑑賞教室AM(5年弁当持参)</small>	木	特56	4
5	月	朝会3	木		土		火		金		金	特456	5
6	火	第3回学校運営協議会(PM)	金		日		水	特4 3学期始業式	土		土		6
7	水		土		月	委員会活動6 第4回学校運営協議会(AM)	木	特4 6年身体測定	日		日		7
8	木	B火曜日課	日		火		金	特456 給食・出入り授業開始 5年身体測定	月	入学前説明会準備(6の2+フリー)	月	特45	8
9	金	特456	月	後期縦割り清掃開始	水	なかよしあそび2 家族とふれ合いDAY	土		火	普4(12年) 入学前説明会・学用品販売日(PM)	火	特56	9
10	土		火		木	特56 教育相談1	日		水	家族とふれあいDAY	水	特56 <small>特5 正心の日は、わくわくタイムに実施</small> 家族とふれ合いDAY	10
11	日		水	特4 家族とふれ合いDAY SGL活動日	金	特456 教育相談2	月	成人の日	木	建国記念の日	木	特56	11
12	月	スポーツの日	木	6年生修学旅行	土		火	特56 6年生修学旅行 4年身体測定	金	普5 1年5時間 授業参観⑤	金	特4(1~4年) 特6(56年)卒業式総練習	12
13	火		金	6年生修学旅行	日		水	特5 家族とふれ合いDAY 3年身体測定	土	PTA常任委員会 総委員会	土		13
14	水	なかよしあそび1 家族とふれ合いDAY	土		月	特45 教育相談3	木	特56 2年身体測定	日		日		14
15	木	SGL活動日	日		火	特56 教育相談4	金	特456 1年身体測定	月		月	特45 給食終了 出入り授業終了	15
16	金		月	6年4時間授業 読書週間(~20日)	水	教育相談5	土		火	第5回学校運営協議会(AM)	火	特4	16
17	土		火	6年4時間授業	木	特56 教育相談予備日 給食・出入り終了 SGL活動日	日		水		水	特4	17
18	日		水		金	特4	月	ひまわり身体測定 委員会7(1年間の区画) 給食週間(~22日)	木	特56	木	特4(1~4年5年)特5(5年) 修了式 卒業式準備(5年弁当持参)	18
19	月	クラブ活動3	木		土		火		金	特56 1年5時間	金		19
20	火		金	<small>運動訓練②(子供手巻なし・出入りなし)</small>	日		水		土		土		20
21	水		土		月	特4 2学期終業式	木	特56	日		日	春分の日	21
22	木	特56 <small>放課後 6の2+職員 かがやき準備</small>	日		火		金	A火曜日日課 1年4時間 3年5時間	月	<small>卒業式ステージ準備(6の3+フリー)星</small>	月	振替休日	22
23	金	<small>1年5時間 3年6時間 かがやき発表会 午前終了後:体育館椅子出し(6の3+フリー)</small>	月	勤労感謝の日	水		土		火	天皇誕生日	火		23
24	土		火	特56	木	閉庁	日		水		水		24
25	日		水		金	閉庁	月		木	特56	木		25
26	月	クラブ活動4 新体カテストライン引き	木	5年臨海学校(三ヶ日)	土		火	代表委員会(6送会)	金	特56 1年5時間 6年生を送る会 6年生委員会活動終了 SGL活動日	金	離任式(8:00~9:00)	26
27	火	新体カテスト34年	金	5年臨海学校(三ヶ日) SGL活動日	日		水	なかよし遊び3	土		土		27
28	水	<small>特4(下校12:45) 新体カテスト12年 就学時検診会場準備(6の1+フリー)</small>	土		月		木	SGL活動日	日		日		28
29	木	特3(給食なし) 就学時検診PM SGL活動日	日	PTA三役選出会	火		金	特56 1年5時間	月		月		29
30	金	新体カテスト56年	月	5年4時間授業	水		土		火		火		30
31	土		火		木		日		水		水		31

# 浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針

## 浜松市立有玉小学校

## 浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)有玉小年間指導計画	7～12
	(2)いじめの未然防止	13
	(3)いじめの早期発見	15
	(4)いじめに対する措置	16
	(5)関係機関との連携	16
	(6)学校における教育相談体制の整備	17
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	17
	(8)いじめが「解消している」状態	17
	(9)「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	17
3	地域や家庭の役割	18
	(1)地域の役割	18
	(2)家庭の役割	18

第3 重大事態への対処.....	19
1 重大事態の意味.....	19
(1)生命心身財産重大事態.....	19
(2)不登校重大事態.....	19
(3)子供や保護者からの申立て.....	19
2 重大事態の調査組織.....	19
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	19
4 調査結果の提供及び報告.....	20
5 その他の留意事項.....	20

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（参考条文 法第2条第1項及び第3項）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)」を理解し、「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

## 1 いじめの防止等のための組織

### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、いじめ対策コーディネーター、学年主任、養護教諭、学級担任
  - ・必要に応じて専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回、定期的開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

### (2)いじめの防止等における教職員の役割

#### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

#### ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 主幹教諭 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・学年担当教員・教科担任・部活動指導に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取り組み (1) 有玉小 年間指導計画：1年生 ※実施時期については、前後することがある

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 授業開き ・ルール確認	運動会 生活 「あさがお の種まき」	心の日 道徳 生命尊重 いのちのは じまり 命について 考える月間	学活 1学期 振り返り 終業式 夏季休業の 過ごし方 生活 「なつがや ってきた」 始業式	始業式	学活 前期振り返 り(CP) 生活 「いきもの となかよし」 虫博士 学活 6年生と遊 ぶ	かがやき 発表会 音楽 リトミック 縦割り清掃 栄養士によ る給食指導	学活 人形劇 校外学習 グループ別 行動 読書週間 (読書郵便)	終業式 学活 ・2学期 振り返り (CP) 体育 持久走 生活科 2年生のお もちやラン ドで遊ぶ	始業式	道徳 公共の精神 「こくばん とうばん」	修了式 学活 ・年間 振り返り (CP) 児活 6年生を 送る会
	ありがたい日 (毎月)											
教職員	いじめ対策委員会 (毎月)											
	生徒指導研 修 ・基本方針 ・組織 ・「有玉小 いじめに関 する基本方 針」につい て	生徒指導研 修 ・生徒理解 ・1学期の 取組	アンケート 実施 ・発達支援 教育	生徒指導委 員会 ・アンケート 結果より	小中合同研 修 ・情報共有 夏季生徒指 導研修 ・事例研修	アンケート 実施	アンケート 実施	教育課程編 成 ・方針見直 し	アンケート 実施 ・今年度の 振り返り 生徒指導研 修 ・方針見直 し	生徒指導研 修 ・今年度の 取組につ いて		
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・基本方針 説明 ・生徒指導 方針説明 参観会 教育相談	学校運営協 議会 ・方針説明	参観会 学校運営協 議会 小中情報交 換会	教育相談	健全育成会 標語 人権作文	参観会 学校運営協 議会			教育相談 学校運営協 議会	参観会 学校運営協 議会		

実際に起こったことを  
道徳の教材として扱う

2 いじめの防止等に関する取り組み (1) 有玉小 年間指導計画：2年生 ※実施時期については、前後することがある

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 授業開き ・ルール確認 学活 ・1年間の 目標(C P) 生活 「2年生だ うれし いな」	運動会 生活 「大きくな あれわた しの野菜」	心の日 道徳 ・生命尊重 「今のぼ く、むかし のぼく」 命について 考える月間 さつまいも のつるさし	学活 ・1学期 振り返り 終業式 ・夏季休業 過ごし 方 生活 「生き物と なかよし」	始業式	学活 ・前期振り 返り(CP) 道徳 友情、信頼 「みほちや んと、とな りのせき ますだ くん」	かがやき 発表会 国語 「そうだ んにのっ てく ださい」 さつまいも の収穫		終業式 学活 ・2学期 振り返り (CP) 生活 「うごく お も ちや であ そ ぼう」	始業式 生活 「あしたへ ジャンプ」	道徳 ・生命の尊 さ 「いただき ます」	修了式 学活 ・年間 振り返り (CP) 6年生を送 る会
	ありがたい日(通年)											
	いじめ対策委員会(毎月)											
教職員	生徒指導研 修 ・基本 方針 ・組織	生徒指導研 修 ・生徒 理解 ・1学期の 取組	アンケート 実施 ・発達支援 教育	生徒指導委 員会 ・アンケート 結果よ り	小中合同研 修 ・情報共有 夏季生徒指 導研修 ・事例研修			アンケート 実施		教育課程編 成 ・方針見直 し	アンケート 実施 ・今年度の 振り返り 生徒指導研 修 ・方針見直 し	生徒指導研 修 ・次年度の 取組につ いて
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・基本方針 説明 ・生徒指導 方針説明 参観会 教育相談	学校運営協 議会 ・方針	参観会 学校運営協 議会 小中情報交 換会	教育相談	健全育成会 標語 人権作文	参観会 学校運営協 議会			教育相談 学校運営協 議会	参観会	学校運営協 議会	新入生情報 交換会

実際に起こったことを  
道徳の教材として扱う

2 いじめの防止等に関する取り組み (1) 有玉小 年間指導計画：3年生 ※実施時期については、前後することがある

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 授業開き ・ルール確認 学活 ・1年間の 目標 (CP)	運動会 道徳 ・親切、思 いやり 「気づく 心」 道徳 よりよい学 校生活 「えがお いっぱい」	心の日 道徳 生命の尊さ 「光祐くん のアサガ オ」 命について 考える月間	学活 ・1学期 振り返り 終業式 ・夏季休業 過ごし 方	かがやき 発表会 道徳 友情、信頼 「たつきゆ うは4人ま で」 総合 公園講座	道徳 公正、公平、 社会正義 「悪いのは わたしじゃ ない」 校外学習 有玉神社見 学 ピアノ鑑賞	終業式 学活 ・2学期振 返り (CP) スクーール 119	道徳 生命の尊さ 「ヒキガル とロバ」	道徳 感謝 「おじいさ んへの手 紙」	終業式 卒業式 道徳 ・感謝 「公園の ひみつ」 学活 ・年間 振り返り (CP)		
	ありがとうございますの日 (毎月)											
	いじめ対策委員会 (毎月)											
教職員	生徒指導研 修 ・基本方針 ・組織 ・「有玉小 いじめに関 する基本方 針」につい て	生徒指導研 修 ・生徒理解 ・1学期の 取組	アンケート 実施 ・発達支援 教育	生徒指導委 員会 ・アンケート 結果 より	小中合同研 修 ・情報共有 夏季生徒指 導研修 ・事例研修	アンケート 実施	アンケート 実施	アンケート 実施	アンケート 実施 ・今年度の 振り返り 生徒指導研 修 ・方針見直 し	教育課程編 成 ・方針見直 し	生徒指導研 修 ・次年度の 取組につ いて	
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・基本方針 説明 ・生徒指導 方針説明 参観会 教育相談	学校運営協 議会 ・方針説明	参観会 学校運営協 議会	教育相談	健全育成会 標語 人権作文	参観会 学校運営協 議会		学校運営協 議会	参観会 学校運営協 議会			



2 いじめの防止等に関する取り組み (1) 有玉小 年間指導計画：5年生 ※実施時期については、前後することがある

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 授業開き ・ルールの確認 学活 ・1年間の目標 (CP)	運動会 道徳 友情信頼 「ロレンゾの友達」 家族のきずなエッセイ ストレスマネジメント講座 ・ソーシャルスキルトレーニング	心の日 道徳 生命の尊さ 「わがむすこ」 林間学校 ・人間関係 ・体験的活動 命について考える月間	学活 ・1学期振り返り 終業式 ・夏季休業 過ごし方 臨海学校 ・人間関係 ・体験的活動		学活 ・前期振り返り(CP) 道徳 集団生活の充実 「森の絵」	かがやき 発表会 国語 「よりよい学校生活にするために」	道徳 友情、信頼 「知らない間の出来事」 生命の尊さ 「オオカミに教えられたこと」	終業式 学活 ・2学期振り返り(CP) 校外学習 ・人間関係 ・体験的学習 情報モラル	道徳 ・公正、公平 「誰かを傷つける機械ではない」 社会 ・情報を生かす 「わたしたちの情報活用マナー」	国語 「大造じいさんとガン」 理科 ・生命のつながり 「人のたんじょう」	終業式 卒業式 道徳 ・感謝 「悲願の金メダル」 学活 ・年間振り返り(CP) 6送会 ・人間関係
教職員	生徒指導研修 ・基本方針 ・組織	生徒指導研修 ・生徒理解 ・1学期の取組	アンケート実施 ・発達支援 教育	生徒指導委員会 ・アンケート結果より	小中合同研修 ・情報共有 夏季生徒指導研修 ・事例研修	アンケート実施	アンケート実施	アンケート実施	教育課程編成 ・方針見直し	アンケート実施 ・今年度の振り返り 生徒指導研修 ・方針見直し	生徒指導研修 ・次年度の取組について	
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・基本方針 説明 ・生徒指導 方針説明 参観会 教育相談	学校運営協議会 ・方針説明	参観会 学校運営協議会 小中情報交換	教育相談	健全育成会 標語 人権作文	アンケート実施 参観会 学校運営協議会	アンケート実施	アンケート実施	教育相談 学校運営協議会	教育課程編成 ・方針見直し	参観会 学校運営協議会	生徒指導研修 ・次年度の取組について

実際に起こったことを  
道徳の教材として扱う

ありがたい日(毎月)

いじめ対策委員会(毎月)

2 いじめの防止等に関する取り組み (1) 有玉小 年間指導計画：6年生 ※実施時期については、前後することがある

	4月	5月	6月	7月	夏休み	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 授業開き ・ルール確認 学活 ・1年間の 目標(CP) クラブ・委 員会	運動会 道徳 友情信頼 「絵地図の 思い出」 道徳 よりよい 学校生活 「応援団の 旗」	心の日 道徳 生命尊重 「命のメッ セージ」 校外学習 協力、ルー ル 命について 考える月間	学活 ・1学期 振り返り 終業式 ・夏季休業 の過ごし方 学活 1年生との ペア活動 なかよし遊 び	かがやき 発表会 ・振り返り (CP) 学活 修学旅行に ついて	修学旅行	終業式 学活 ・2学期 振り返り 情報モラル	学活 卒業 プロジェクト	道徳 善悪の判断 規則の尊重 「うばわれ た自由」 「情報につ いて考えよ う」 学活 卒業プロ ジェクト	終業式 卒業式 道徳 感謝 「ひたすら に、自分の 心に従っ て」 学活 ・年間振返 り(CP)		
教職員	生徒指導研 修 ・基本方針 ・組織 ・「有玉小い じめに関する 基本方針」 について	生徒指導研 修 ・生徒理解 ・1学期の 取組	アンケート 実施 ・発達支援 教育	生徒指導委 員会 ・アンケート 結果 より	小中合同研 修 ・情報共有 夏季生徒指 導研修 ・事例研修	アンケート 実施	アンケート 実施 ・今年度の 振り返り 生徒指導研 修 ・方針見直 し	教育課程編 成 ・方針見直 し	生徒指導研 修 ・次年度の 取組につ いて	新入生情報 交換会		
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・基本方針 説明 ・生徒指導 方針説明 参観会 教育相談	学校運営協 議会 ・方針説明	参観会 学校運営協 議会 小中情報交 換会	教育相談	健全育成会 標語 人権作文	参観会 学校運営協 議会	教育相談 学校運営協 議会	参観会 学校運営協 議会	教育相談 学校運営協 議会	参観会 学校運営協 議会	参観会 学校運営協 議会	新入生情報 交換会

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「みがこう自分 かがやこう仲間と」の具現化を目指し、「できた・ありがとう・やってみよう・つなげよう」の合言葉のもと、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

- ・全校朝会を行い、校長より命をテーマとした話をする。
- ・「ありがとうの日」では、周りの人たちへの感謝の気持ちを伝える。
- ・「心の日」では、命をテーマとした話題を提示する。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

5月 学級活動での学級目標の設定

6月 「命について考える」をテーマにした全校朝会の実施

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

年間 学級や学年における授業のルールについての児童の話合い

年間 学校行事や校外学習を通して集団作りを行い、規範意識を高める

年間 授業への取り組みの様子について個々で振り返りを行い、次学期への取り組みへの意欲化を図る

4月 学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）

5月 運動会に主体的に取り組むため、キャリア・パスポートによる目標設定と振り返りを行う

1学期 授業研究と事後研修（授業改善といじめの未然防止の関係性）

5月 運動会に主体的に取り組むため、キャリア・パスポートによる目標設定と振り返りを行う

2 学期 学期末	授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力） キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
年間	「はままつマナー」を活用した日々の生活の振り返り
5 月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施
6 月	「生命尊重」をテーマにした道徳の授業の実施
9 月	「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業の実施とかがやき発表会の実施
3 月	「感謝」をテーマにした道徳の授業と 6 年生を送る会学校行事等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月	多様性の理解に向けた縦割り班による清掃活動の実施
毎月	「ありがとうの日」では、自分を支えてくれている周りの日のに目を向け、感謝の気持ちを伝えあう
学期 1 回	縦割り活動による、なかよし遊びの実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
毎月	朝の会、帰りの会等における「ありがとうタイム」の取組
学期初	「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成
毎月	縦割り班での清掃活動の実施
毎月	「ありがとうの日」を活用した、周りの友達へのありがとうの伝え合い、「3分間ボランティア」の実施
毎月	「心の日」を活用した、レジリエンスへの取り組み
4 月	「ありがとうの日」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：年間3回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・学校で実施する。

・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、速やかにいじめ対策コーディネーターに報告し、必要に応じて「校内いじめ対策委員会」を行う。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：アンケート調査実施後に実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### (5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

## (6)学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

## (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

## (8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
- ② いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

## (9)「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立有玉小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### 3 地域や家庭の役割

#### (1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、積志地区青少年健全育成会等と、連携・協働できるような体制を構築する。

#### (2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
  - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

#### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

##### (1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

##### (2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

##### (3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

#### 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

#### 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。



## 1 基本的な方向性

### (1)いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条により、以下のように捉えます。

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

#### <具体的な表れ>

- A 身体的ないじめ ○体当たり、叩かれる、蹴られる
- B 言葉のいじめ ○冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- C 社会的ないじめ ○仲間はずれ、集団から無視をされる
- D 物質的ないじめ ○金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- E 性的ないじめ ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- F ネットいじめ ○パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる



いじめの判断は、個々の行為がいじめを受けた子供の立場に立ち、本人が心身の苦痛を感じているものはもちろんのこと、本人が気付いてなくても、「いじめられている状況にないか」という視点に立ち、その子の周辺の状況を客観的に確認し、判断することが大切です。

### (2)いじめの理解と考え方

いじめは、どの子にも、どこでも起こりうるものです。暴力を伴わないいじめ(からかいや意地悪、仲間はずれ、無視等)の場合、いじめの加害者と被害者の立場を入れ替わりながら経験することがあります。それが、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと共に心身に重大な危険を生じさせます。行為自体は、日常的によくあるトラブルとして気付かずに、見過されてしまうことがあります。

そこで、子供が発するいじめのサインを見逃さないために、常に子供に寄り添い些細な子供の変化にも気を配っていくことで、どんなに些細な予兆も見逃さず対処するという「早期発見」「早期対応」の姿勢・危機管理の意識を重視していく必要があります。

さらに、いじめを未然に防止するため、温かい人間関係を作って学校・学級の中に子供の居場所づくりをすることが大切です。「いじめは絶対にいけない。」と言えるように子供の意識を高めたり、雰囲気作りをしたりすることが重要であると考えます。

積志中学校区が目指す子供像(小学校)の3つの柱「学校や地域で場に応じたあいさつができる子」「より多くの人との人間関係を深めていくことができる子」「家族と地域に感謝し、夢に向かって努力する子」に向けて、人と関わることの喜びを感じ、その中で自分や友達のよさを実感できる人間関係づくりに努めていきたいと考えます。そして、いじめはしない、させないとはっきりと言える子供を育てていきます。

## 2 いじめの防止等のための組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織として「いじめ対策委員会」を設置します。

- いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施
- 取組の効果・成果の検証
- 教職員や保護者・地域の方々のいじめの防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- 本基本方針の見直しや改善



### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1)いじめの未然防止

##### ア 積志中学校区幼小中連携協議会

合言葉「学びが響き合う 家庭で、地域で、学校・園で」を設け、積志地区の目指す子供の姿を実現するために、自分らしさを磨く心の教育を進めます。

##### イ 道徳教育等の推進

子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。特に積志地区の道徳重点項目「生活習慣」「友情・思いやり」「生命尊重」を重点的に取り組みます。

##### ウ 子供の主体的活動の場の設定

学級活動や児童会活動等、子供が主体的にいじめについて考え活動する機会を設定します。

##### エ 家庭や地域への啓発

家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

##### オ 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討、情報モラル教育の理解等の研修を行います。また、情報モラル教育の理解を深め、実践していきます。また、ハイパーQUの活用について、研修の機会を設け、具体的な支援の仕方について共通理解を図ります。

#### (2)早期発見

##### ア 子供の実態把握

休み時間の児童の様子について見守り、気になる事柄については、関係職員で情報を共有します。子供との信頼関係を深める日常的な取り組みを軸として、定期的に記述型と選択型のアンケート調査(年2回)を実施します。また、家庭や地域等と連携し、実態把握に努めます。

##### イ 相談体制の確立

職員の誰もが子供や保護者の相談を受けられることを周知し、相談しやすい体制を確立していきます。

#### (3)いじめへの対応

##### ○ 発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐその行為を止めさせ、事情を把握するように努めます。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても早い段階から丁寧に関わりをもちます。

いずれの場合も、被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安全確保を優先し、迅速に「いじめ対策委員会」を立ち上げ、組織的に関係する子供から事情を聞きとるなどして事実関係の把握・確認を行います。(事実関係の把握は、時系列にそって整合性がとれるまで確実にいきます)事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告すると共に、早期対応に向けた効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子供の保護者に事実を報告します。

触法性のあるいじめの加害行為については、積志交番・浜松東警察署生活安全課・少年サポートセンター等に相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求めます。

## ○ いじめられた子供や保護者への支援

事実関係の聴取は、子供の心情に配慮して行います。また、保護者の協力体制の下、子供の安全確保を最優先に考えて行動します。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添い支える体制をつくりだすように努め、子供に安心感をもたせます。必要に応じて、加害の子供を別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置についても検討します。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子供や保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働態勢でいじめの早期解消を目指します。いじめを受けた子供や保護者には、学校としての取組について丁寧に説明し、親切的な対応を心掛けます。



## ○ いじめた子供や保護者への指導・助言

教育的配慮の下、いじめたとされる子供からも事実関係の聴取を行います。中には、いじめたという自覚がない場合もあります。当該の子供が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、保護者の協力を得ながら、子供の人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するように働き掛けていきます。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子供の保護者に伝えて、理解・納得を得た上で、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するように求めます。最も気をつけなければいけないのは、いじめの継続や再発です。この点については、学校が組織的に対応し、当該の子供に指導・支援を継続すると共に、保護者の責任において、いじめの行為が消失するように要請します。当該の子供や保護者の心情は配慮しなければいけません、いじめの行為そのものには、毅然とした姿勢で対応します。様々な対応を視野に入れながら、当該の子供が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促します。

尚、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合は、保護者の理解を得た上で必要に応じてスクールカウンセラー(臨床心理士)やスクールソーシャルワーカー(社会福祉士)などとも情報共有し、いじめの加害の背景の改善を目指します。

## ○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考える子供には、事案に応じて個別の聞き取りや記述式の調査等を行い、事実関係を把握します。集団への働きかけにおいて、最も適していると思われる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心に、いじめに同調する態度や見て見ぬふりをする姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させ、いじめを見つけたら、いじめられている子を助ける行動をとるよう指導します。また、いじめの未然防止や早期解消にとって、健全な集団づくりが、最も大切であることを訴えます。そして、「いじめ対策委員会」で組織的に集団の経過観察と継続的指導を行います。

## ○ ネット上のいじめへの対応

いじめの行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込みした子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請します。書き込みした子供の特定に時間がかかったり、不特定多数の者から書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行います。また、犯罪性のある書き込みについては、浜松東警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求めます。

しかし、「掲示板」「ライン」「ツイッター」「オンラインゲーム」などにおけるネット上のいじめ行為は、大人の目に触れにくく、発見が困難であるのが現状です。そこで、情報モラル教育を通じた未然防止に努めます。また、保護者への啓発活動を進め、子供のインターネット利用に関する弊害等の情報を伝え、保護者責任に対する意識の高揚に努めます。

# いじめ対応の流れ

発見・発覚・訴え

事情や背景を受け止めながらも「いじめ」や「いじめに見える行為」はダメと毅然として指導する。

事実確認・一次指導

「やった」「やらない」等、水掛け論になった事実も確認しきれない事実として確定する。

事実の確定

事実にもとづく反省、今後の約束事項、保護者の理解と協力をお願いします。

事実の共有・二次指導

経過観察・背景改善

- ① いじめを受けた子に対して
  - ・ 定期的な声かけ、定期相談を計画、日記等に注目、何でもないときの家庭訪問、SCや養護教諭との連携、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援 等
- ② いじめた子に対して
  - ・ 行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動を計画 等
- ③ いじめを傍観している子に対して
  - ・ いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘。よりよい集団作りのための役割を分担 等
  - ・ いじめられている子の立場に立ち勇気をもって行動するよう示唆。教職員以外のモニターとしての役割

一定の解消

【いじめの表れが消失】

表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活を送れる状況

解消

【いじめられた子の本人らしさが表出】

いじめられた子が自然に自分らしく活動できるようになった状況

## 【組織的な対応】

いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、直ちにいじめ対策コーディネーターに報告する。いじめ対策コーディネーターは、直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、組織的な対応を検討する。

## 【立場に応じた事実確認】

- ① いじめを受けている子
- ② いじめている子
- ③ いじめを傍観している子

※立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない。

## 【事情を聞くときのポイント】

- ① いじめを受けている子
  - ・ 心情を受け止め、つらさに寄り添いながら丁寧に聞く。
- ② いじめている子
  - ・ 事実を時系列に沿って正確に把握する。
- ③ いじめを傍観している子
  - ・ 当事者意識をもたせる。当事者外から客観的な事実をつかむ。

## 【確認すべき内容】 具体的事実の確認と心情面の理解を

いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で、どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか等

## 【保護者と協働体制で】

いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子供の保護者には、きちんとした情報提供をする。事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えると共に学校としての指導の見通しを伝える。

## 【市教委連絡・他機関連携】

いじめ行為に触法性がある場合やいじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。必要に応じて早い時点で市教委に第一報を入れる。

## 【市教委への報告・連絡・相談】

- ・ 校長は、市教委へいじめの事実を報告する。
- ・ 学校にとって都合のよいことを悪いことも含め、包み隠さず報告する。

## 【二次指導ポイント】

- ・ 最大の課題は、再発防止。
- ・ いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること。
- ・ いじめを受けた子とその保護者が事後の生活に勇気もてること。
- ・ 周囲の子供たちが、いじめを許さない心持ちになること。

浜松市立有玉小学校

〒431-3122 浜松市中央区有玉南町 614 番地

TEL 053-435-0051



# 2025年度 ボランティア 年間活動表

2026/4/30作成

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	・下駄箱 (4/9-5日間) ・集回下駄 (4/9-5日間) ・給食 (4/16-7日間)	・朝顔植え (5/13) 9時~10時30分	・トトロ (6/24)		・朝顔リース (9/30)		・トトロ (11/11・27)		・心の遊び (1/27) 学習サポート	・トトロ (2/17)	
2年	・給食 (4/16-7日間)	・野菜苗植え (5/13) 10時~	・安全サポート (6/2) 【特玉神社・セブン】	・トトロ (7/3)	・校外学習 (10/3) 安全サポート 【学校~駅~学校】		・トトロ (11/11・27)			・トトロ (2/24)	
3年			・ゲスト講師 (6/26) 船打谷公園授業	・トトロ (7/1) ・築地台緑地 (7/4) 安全サポート		・有五神社 (11/4) 安全サポート ・トトロ (11/11・27) ・『有五神社赤へび物語』 (11/28)	・有五神社 (11/4) ゲスト講師 安全サポート ・消防署 (12/5) 安全サポート		・有五神社 (1/16) ゲスト講師	・トトロ (2/17・24)	
4年			・校外学習 (6/17) 安全サポート 【学校~駅~学校】	・トトロ (7/1)	・ミシン	・トトロ (11/20・27)		・歌 (1/28)	・トトロ (2/17・24)		
5年				・トトロ (7/1)	・ミシン	・トトロ (11/20・27)			・トトロ (2/17・24)		
6年		・蔵屋ハッチ (5/7・14) ・校外学習 (5/29) 安全サポート 【学校~駅~学校】		・トトロ (7/1)	・ミシン	・トトロ (11/20・27) ・夢講座 (11/20) サン・ラファエルの皆さん		・夢講座 (1/27) 五リリーカー一環サッ カー指導者の 北出さん	・トトロ (2/17・24)		
ひまわり1	・週3回 サポート (年間通して)		・プール見守り	・プール見守り							
ひまわり2			・プール見守り	・プール見守り							
ひまわり3			・町田公園 (6/20) 安全サポート	・プール見守り	学習サポート	学習サポート	学習サポート	学習サポート	学習サポート	学習サポート	学習サポート
ひまわり4			・プール見守り	・プール見守り							
ひまわり5			・プール見守り	・プール見守り							
環境			園芸苗植え (6/12日)	校舎の周囲の花壇の水やり・雑草取り【さくら通り沿道清掃で配付】			園芸苗植え (11/20日)				
掲示係			・掲示係 (6/16)					・掲示係 (12/11)			・掲示係 (3/2)
図書			・トトロの会で読んだ本を図書でも紹介してもらおう	・トトロの会で読んだ本を図書でも紹介してもらおう			・トトロの会の方におすすむの本を紹介してもらおう ・トトロの会で読んだ本を図書でも紹介してもらおう			・トトロの会で読んだ本を図書でも紹介してもらおう ・児童点検 手強い	
全年			サマータイム	近隣の学校と情報交換 (7/11)	CS研修会 (9/3)		園休みの見守り9月~3月(3/5まで) 火曜・木曜の昼休み	CS研修会 (12/10)			近隣の学校と情報交換 (3/6)
学校支援CD			学校運営協議会 (6/25)		学校運営協議会 (10/7)		声掛けデイ (11/11)	学校運営協議会 (12/8)			学校運営協議会 (2/17)
学校	学校説明会でサポの宣伝・募集を呼びかける	学校運営協議会 (5/3)									



## 有玉っ子サポーターボランティア登録用紙

ご希望する連絡方法をお選びください。

ご希望の 連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話を希望 (自宅・携帯電話)	<input type="checkbox"/> メッセージ機能を希望
	<input type="checkbox"/> メールを希望	<input type="checkbox"/> LINEを希望

可能な限り、ご記入ください。【連絡先のご記入は、ご希望する連絡手段のみでも結構です。】

ふりがな				男性 ・ 女性
氏名				
住所	〒 -			自治会名
	浜松市			
連絡先	自宅		確認	公式LINE
	( )			登録する ・ 登録しない
	携帯番号		学校にお子様がいる方は、お名前を平仮名でご記入ください	
	( )		年 組 (名前)	年 組 (名前)
	年 組 (名前)		年 組 (名前)	
	メールアドレス @			
興味のある ボランティア	<input type="checkbox"/> 学習サポート (裁縫補助・ミシン補助・野菜の育て方補助・昔の遊びの補助等) <input type="checkbox"/> 安全サポート→子供たちが校外で移動する際の見守り等 <input type="checkbox"/> 環境サポート (花壇の草取り・花壇の水やり・園芸委員と活動等) <input type="checkbox"/> これから学校から提案される活動 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 本の読み聞かせ→【本読みボランティア「トトロの会」に入会する】			
ご意見 ご要望				

切り取り線

『有玉っ子サポーター』にご登録いただきまして、ありがとうございます。  
これから一緒に活動を宜しく願いいたします。

### 〈個人情報の取り扱いについて〉

個人情報は、有玉小学校が管理し、学校支援コーディネーターが活用いたします。

個人情報は、有玉小学校のボランティア活動以外には、活用いたしません。

『有玉っ子サポーター』の登録を、解除される場合には、有玉小学校、または、  
学校支援コーディネーターにご連絡ください。

### 〈連絡先〉

浜松市立有玉小学校

TEL: 053 (435) 0051

学校支援コーディネーター高林愛子 TEL: 090 (4380) 9283

〈略歴〉

Email: aritamakko.s.p.since2022@gmail.com

令和4年4月より、有玉小学校 学校支援コーディネーター (浜松市教育委員会より委嘱)

令和4年4月より、有玉小学校 学校運営協議会 学校運営協議員 兼任。

2025年5月1日 現在

(様式1)

学校番号 ( 小 059 )  
令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 ( 有玉小 ) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ・子供たちとの話し合いの機会を増やし、委員自身の教育現場への理解向上を図る。
- ・学校支援活動における学校・地域・家庭の役割分担を明確にして、連携強化に努める。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒  ア よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

- ・学校運営基本方針の合言葉「できた」「ありがとう」「いいね」「やってみよう」「つなげよう」の具現化状況について、熟議できた。
- ・基本方針を理解したうえで、保護者や第三者視点でのフィードバックができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒  ア よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

- ・有玉っ子サポーターによる学校支援、行事支援などを実施できている。
- ・夢を育む教育について熟議を行い、学校運営基本方針に基づいた講師を招聘できた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒  ア 充分に行った    イ 行った    ウ あまり行わなかった    エ 行わなかった  
(理由)

- ・学校ブログ(ホームページ)や自治会回覧を利用した「有玉小だより」「コミスクだより」の紙回覧を通して、活動内容を発信できた。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・子供たちと関わる機会を増やし、先生方との意見交換も行って、委員自身の教育現場への理解向上を図る。
- ・学校支援活動における学校・地域・家庭の役割分担を明確にして、連携強化に努める。

(様式1)

令和8年5月11日

浜松市立有玉小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 村上明宏 様

浜松市立有玉小学校運営協議会会長 石田 隆康

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年5月11日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 地域の人材や素材を活用し、地域の様々な方と連携した活動を行うことで、児童の社会性を高め、視野を広げる。  
⇒地域の語り部や特技・技術をもつ講師を招聘する。
- ② 現在行っている生き方教育の充実を図り、キャリア教育につなげていくべきである。  
⇒高学年を対象に、自分の夢や特技を生かした職業についている方に、その生き方ややりがいなどを語ってもらう場を設定する。

## 2026年 2月～ 活動報告

有玉っ子サポーター  
活動報告

### ○図書室の蔵書点検

2/19・20・24・26・27 午前中。図書室。

### ○本読みボランティア トロロの会 12時45分～12時55分・音楽室。

・2/17(火) 1年生・3～6年生

・2/24(火) 2年生・3～6年生

### ○春の掲示板作成→3/2(月)

### ○昼休み安全サポート:昼休み・校庭

3/5(木)の見守りまで。

### ○ひまわり学級の支援

・1組 火曜・水曜・木曜の午前中、有玉っ子サポーターの方1名がサポート。

・3組 書写の授業のサポート

毎週金曜 1時間目 有玉っ子サポーターの方が1名。

## 2026年(令和8年度) 4月～ 活動報告

### ○2026年度 新1年生 下駄箱の見守りサポート

4/10・13・14・15の4日間。朝7時30分～8時まで。

新1年生の下駄箱周りの見守り。

→初日、大雨の中、7名の有サポの方、参加。各日、2～6名の有サポの方の参加。

### ○新1年生の集団下校の安全サポート

4/10・13・14・15の4日間。

学校から、各下校コースで先生と一緒に、1番後ろについて、帰ってもらうサポート。→2～5名の有サポの方、参加。

### ・新1年生の給食サポート

給食の支度・配膳・片付けのサポート。給食当番の交替のタイミングでサポート。

1回目 4/14・15・16

2回目 5/7・8

→3～4名の有サポの方、参加。

**○2026年度の有玉っ子サポーター募集について**

4/17（金）学校説明会の際、有玉っ子サポーターの登録のお願いを呼びかけ、新規の方11名が、登録してくださいました。

**○1年生 朝顔 種植えサポート**

晴れ → 5/11 1・2時間（8時20分～10時）

延期日→ 5/12 3・4時間（10時20分～12時）

## 2026年(令和8年度) 4月～ 活動計画

### ○ひまわり学級の支援

- ・月曜・火曜・木曜の午前中、有サポの方1名がサポート。
- ・新3年生、8名の書写のサポート、有サポの方1名がサポート。

→5/21(木)・27(水)

### ○2年生 野菜 苗植えサポート→日程調整中。

5月中旬頃。野菜の先生が来てくれて、苗の植え方を教えてもらう。

### ○6年生 安全サポート予定

学校～さぎの宮駅までの道の見守り。朝の行きと帰り。

→毎年、劇団四季の舞台を観に行くために、電車で行きます。

### ○4年生 郊外学習 安全サポート予定

学校～さぎの宮駅までの道の見守り。朝の行きと帰り。

→今年度は、変更の予定。

○ 3年生 町探検 安全サポート予定。

6月 学校～公園までの道の見守り。

・町田公園・有玉神社・なかよし公園

○ 3年生 ゲスト講師 授業の予定。

・『鳩打谷公園』『地藏平公園』の授業。

ゲスト講師 欠下本村子供会役員経験者。事前打ち合わせ有り。

○ 園芸委員会

花の苗植え作業のサポートの予定。

○ 本読み トトロの会

→本の読み聞かせの日程調整中。

○ 環境サポート

花壇や1、2年生の朝顔や野菜の鉢に水やり、雑草取りをさくら連絡網で  
お願いする。